

松前町法定外公共用財産に関する改修等工事の施工承認取扱要領

第1 松前町法定外公共用財産の管理に関する条例(以下「条例」という。)第2条に規定する「法定外公共用財産」にかかる水路改修及び路面舗装等(以下「改修等」という。)の工事については、条例第4条第1項第2号及び第3号の規定により許可案件として取り扱うべきところであるが、本来の機能を向上させるために行われる改修等については、河川法第20条及び道路法第24条に管理者以外の者が行う改修等については、承認工事として取り扱う規定があることから、本法定外公共用財産にかかる行為についても同様に取り扱うものとする。

第2 第1の規定による承認工事の施工にあたっては、条例第8条、第9条、第14条及び第17条の規定を準用する。

第3 改修等工事をしようとする者は、法定外公共用財産改修等工事承認申請書(様式第1号)を町長に提出するものとする。

第4 第3に規定する申請があった場合において、町長が承認しようとするときは、法定外公共用財産改修等工事承認書(様式第2号)を交付するものとする。

第5 第4に規定する承認後、改修等工事の施工内容等を変更しようとするときは、法定外公共用財産改修等工事変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

第6 第5に規定する申請があった場合において、町長が承認しようとするときは、法定外公共用財産改修等工事変更承認書(様式第4号)を交付するものとする。

第7 第3及び第5に規定する申請書の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

第8 第3及び第5に規定する申請書には、松前町法定外公共用財産施行規則別表で定める書類、図書等の中から指定されたものを添付しなければならない。

第9 第4及び第6に規定する承認を受けた者は、改修等工事を着手するときは工事着手後7日以内に法定外公共用財産改修等工事着手届(様式第5号)を町長に提出しなければならない。改修等工事が完了したときは、工事完了後7日以内に法定外公共用財産改修等工事完了届(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

附則

この要領は、公布の日から施行する。